

説明会での質疑・意見等の内容(概要)

Q 将来のまちづくりをどのように考えていますか。

A 平成23年4月に策定した第5次総合計画の将来像である「未来に向けて みんなでつろう 住みたい・住み続けたいまち」の実現であり、具体的には実施計画に位置付けています。

実施計画に位置付けられている事業を、それぞれ推進していくことで将来像の実現を図れるものと考えています。

Q なぜ市を目指すのでしょうか。

A 市制施行により、県内外に対して成長や発展の可能性を持つ都市として大きなPR効果を生み出し、企業や商業施設の進出などまちの活性化につながるものと期待しています。

市制施行は、本町にとってまちづくりの通過点であり、将来像の実現が図れるものと考えています。

Q 市の名称はどのように決めるのでしょうか。

A 市名の決定については、住民の意向が第一と考えており、アンケート結果の大網白里市を希望する57.8%は、重い結果と受け止めています。

今後、第三者機関として市制施行名称検討委員会を設置し、この委員会に諮問し、答申していただく予定です。

Q 市制施行の要件である官公署や、文化施設の状況など問題ないのでしょうか。

A 都市・文化施設については、交番・高等学校・銀行・病院・コミュニティセンター・アリーナ・公園等を有しており、要件としては問題ありません。

Q 生活保護等の事務で、人員数はどの程度見込んでいるのでしょうか。

A 例えば、生活保護事務では、社会福祉法の規定から、3～4人程度、また、児童扶養手当など新規の事務も行うこととなることから増員する必要があります。

今後、町全体の職員配置を検討する中で、既存職員からの養成も含め、効率的な配置に努めていきたいと考えています。

Q 地域主権改革一括法により権限が移譲され事務量が増加すると、職員も増えるのではないですか。

A 事務量の増加に合わせて必要となる職員数は増やしていかなければなりません。行財政改革の視点からも業務量に見合った配置を効率的かつ、適正に行わなければならないと考えています。

Q 市制施行に伴い職員や特別職の給与、議員の報酬はどうなるのでしょうか。

A 職員の給料は、市に移行したからといって変わるものではありません。市長の給与、議員の報酬についても、「特別職の報酬等審議会」で審議され、議会の議決を経

て決定しますので、市制と直結して変わるものではありません。

Q 議員の定数はどうなりますか。

A 地方自治法で議員定数の上限が撤廃されましたが、これまでも条例で定めております。実際の定数は議会で検討されますが、市制と直結して変わるものではありません。

Q 市制に伴う必要経費により、税負担は増えることはありませんか。

A 市に移行しても税金が上がり負担が増えるものではありません。

Q 都市計画税の導入の考えはどうですか。

A 市制施行と同時に導入する考えはありません。しかしながら、都市計画事業を実施する財源として、今後、導入を検討していきます。

Q アンケートの回収率(20.5%)が低いと思われませんが、どのように考えていますか。

A 先進自治体の方法を参考として実施しました。

アンケートの信頼度は回収率ではなく回収件数に比例し、通常、アンケートの回収件数が、400～1,100程度あれば統計学上も信頼がかけるといわれております。今回は、3,500件以上の回答を得ましたので、誤差も小さく信頼がかけられるものと考えています。

Q 市街化調整区域の見直しは行いますか。

A 市制施行を機に見直すことはありません。

Q 庁舎を新築する計画はありますか。

A 市制施行を機に新庁舎を建設するというものではありませんが、現庁舎の狭あい化、老朽化など、本庁舎1階は通路も満足に取れない状況だと指摘を受けています。今後事務量が増えていく中で、現状の不便を解消できる対応策を考えていきます。

Q 一時的な経費として臨時的経費の内容が知りたいのですが。

A 電算システムの改修費や印刷物・表示物の変更費用として、1億3千万円程度かかるものと見込んでいます。

今後、個別の執行の中で、最小の経費で効果が上がるよう精査してまいります。

Q 経常的に増えることとなる経費の内訳をもっと知りたいのですが。

A 市に移行後、毎年経常的に発生する福祉関連の費用として毎年6億円から7億円増え、国庫負担等を除いた負担額は2億4千万円程度かかるものと見込んでいます。

ただし、この負担額は国から一部普通交付税として措置されますので、実質的な負担額は2億4千万円の半分程度になるものと考えています。この費用は、福祉サービスの向上を図るうえで、必要な経費と考えています。



▲中央公民館で行われた説明会

11月23日から27日に、町内の4カ所で、「市制に関する説明会」を開催しました。多くの住民の皆さんの参加をいただき、ありがとうございました。今回は、その概要を説明会では、金坂町長のあいさつに続き、「市制施行を目指す理由」や「市になると変わること」などを説明し、その後、出席者の皆さんとの質疑応答・意見交換を行いました。

今回は、この説明会で皆さんからいただいた意見・質問に対する町の考え方をお知らせしていきます。市制施行は、現在、「大網白里町市制施行名称検討委員会」で協議しています。これらの協議内容は、広報紙や町ホームページ等でお知らせしていきます。

参加者数

開催日	開催場所	参加者数
11/23(水)	中央公民館	97人
11/24(木)	保健文化センター	51人
11/26(土)	農村環境改善センターいずみの里	62人
11/27(日)	中部コミュニティセンター	82人
計		292人

※参加者数には町職員出席者(50人)も含まれています

11月に市制に関する説明会を4回開催しました。多くの住民の皆さんの参加があり、たくさんの意見をいただきました。今回は、その概要をお伝えします。

市制施行 第8回

住民説明会を開催しました

説明会次第

1. 町長あいさつ
2. 市制施行に関する説明
 - (1) 大網白里町の現状
 - (2) 市制施行を目指す理由
 - (3) 市になると変わること
 - (4) アンケート結果
 - (5) 市制移行準備状況
3. 質疑応答

市制施行への経緯と展望 (町長あいさつ要旨)



●大網白里町は豊かな自然を背景とした、農業を中心とする地域でしたが、昭和50年代後半からは、町西部の住宅開発が進み、さらに JR 京葉線の外房線への乗り入れなどの交通アクセスの向上によって、急速に人口が増加して、住宅都市としての性格が強くなるなど、発展してきました。

●住みよい暮らしに向けて住民サービスを向上することは、行政の責務であり、この目的のため市になることは、先のアンケートでも8割以上の方々が賛成を示

しており、多くの住民も望んでいることと考えています。

●先人のこれまでの努力に報い、これからの地方の時代の中において、将来の大網白里をさらに発展させるために市制施行は必要と考えています。

●市制施行することにより、あらゆる世代の方々に「住みたい、住み続けたいまち」と思えるような将来像の実現に向けて、平成25年1月の市制施行を目指します。